

奈良市教育委員会と奈良県教育委員会との通級による指導の充実に係る

連携協力に関する協定書 (案)

奈良市教育委員会（以下「甲」という。）と奈良県教育委員会（以下「乙」という。）は、通級による指導の充実に係る連携及び協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲が所管する小学校において、特別支援教育に関する諸課題に対応するため、教職員の資質向上を図るとともに、言語聴覚士の資格を有する教員による発達障害等に対する効果的な指導の在り方について研究し、通級による指導の充実を図ることを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携協力するものとする。

- (1) 言語聴覚士の資格を有する教員の配置に関する事項
- (2) 発達障害児等に対する必要な検査及び助言、指導に関する事項
- (3) 通級による指導に関する事項
- (4) 教職員の研修に関する事項
- (5) その他両者が必要と認める事項

（実施の方法）

第3条 前条各号に掲げる事項を実施する時は、事業ごとに甲と乙の担当部署が協議するものとする。

（守秘義務）

第4条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た秘密情報については、この協定の有効期間の前後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に書面により甲及び乙の承諾を得ている場合、又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定書の有効期間は、令和8年度末日とする。

（その他）

第6条 本協定書に定めるものの他、必要な事項は、甲と乙が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 本協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、その解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年3月 日

甲 奈良県奈良市二条大路南1-1-1
奈良市教育委員会

教育長

乙 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県教育委員会

教育長

1 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況

(1) 児童生徒の困難の状況 (全国の抽出された小・中学校各600校の状況)

学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合・・・8.8% (H24年度 6.5%)

(2) 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の受けている支援の状況 (全国の抽出された小・中学校各600校の状況)

校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断されている割合・・・28.7% (H24年度 18.4%)

通級による指導を受けている割合・・・10.6% (H24年度 3.9%)

(文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」令和4年12月13日)

※本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、医師等による診断によるものではない。

これからの
取組

- 専門的な知識をもった教員による助言 児童生徒にあった支援の方法
通級による指導が必要
- 言語聴覚士の資格を有する教員を採用 発達障害等に対する指導の在り方
言語障害や学習障害への対応

適切な
学びの場の
検討

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に必要な支援がなされる校内支援体制の構築と充実を目指す

2 奈良市教育委員会と奈良県教育委員会との通級による指導の充実に係る連携協力について

(目的)

奈良市が所管する小学校において、特別支援教育に関する諸課題に対応するため、**教職員の資質向上を図るとともに、言語聴覚士の資格を有する教員による発達障害等に対する効果的な指導の在り方**について研究し、通級による指導の充実を図ることを目的とする。

(連携協力の内容)

- 言語聴覚士の資格を有する教員の配置**に関する事項
- 発達障害児等に対する**検査及び助言、指導**に関する事項
- 通級による指導に関する事項
- 教職員の研修に関する事項